総合計画審議会からの意見一覧

資料2

NO,	該当ページ・内容など	担当課名	ご意見・ご質問	町の考え方
1	第　章第　節第　項 【全体】	企画	住民目線として見なければいけない目標は、基本目標、主要施策、基本方針の中のどの部分か。	基本理念を念頭に、基本目標の実現に向けて自助・共助・公助で取り組むこととなります。よって、住民目線である場合は、基本目標や自助・共助の取り組みの部分であると考えます。
2	第　章第　節第　項 【全体】 アンケートの集計結果について	企画	アンケートの集計結果について、自由記述部分の資料をいただいていない。	第6回総合計画審議会にて、資料をお渡しします。
3	第１章第１節第１項 【資料37ページ】 適正な土地利用の推進	都市計画	基本方針の「～町北東部地区に工業地区としての適正な土地利用を推進します。」の部分について、本来実施計画に記載する内容であり、基本方針としては工業地区全体の説明に変更した方がよいのでは。	基本構想は10年間の施策内容を記載し、基本計画は5年間の施策内容を記載します。基本構想で細かな地区を記載しているため、基本計画でも地区を記載します。
4	第１章第１節第２項 【資料38ページ】 田園集落の土地利用の推進	都市計画	「～ため池や農地がもつ水資源の確保～」について、「～多面的機能の確保～」という表現にしてはどうか。	そのように見直しました。
5	第１章第１節第２項 【資料38ページ】 田園集落の土地利用の推進	都市計画	「～雨水の一次貯留のための公的機能の維持に努めるため～」について、「～雨水の一次貯留などの総合治水に努めるため～」という表現にしてはどうか。	そのように見直しました。
6	第１章第１節第２項 【資料38ページ】 田園集落の土地利用の推進	都市計画	「～適正な土地利用を推進します。」について、「～田園空間の整備を推進します。」という表現にしてはどうか。	この項では、農業区域の「整備」ではなく、「土地利用」について説明していますので都市計画マスタープランで使用されています田園ゾーンのままとします。
7	第１章第２節第１項 【資料39ページ】 良質な住宅・宅地の整備推進	都市計画	昭和56(1981)年以降の旧耐震基準における耐震化について、平成7(1995)年の阪神・淡路大震災以降にも大きく、建築基準の変更があったため、施策の方向性について平成7年以降も兼ねた説明にしたほうが良いのではないか。	兵庫県では、特に昭和56(1981)年以前の旧耐震基準における耐震化について施策を講じているため、原文のままとします。

NO,	該当ページ・内容など	担当課名	ご意見・ご質問	町の考え方
8	第１章第２節第２項 【資料41ページ】 公園・水辺空間・緑地の整備	都市計画	「～住民とともに適切な維持管理を行います。」について、本来、利用者が率先して行うべきものであり、表現を再考した方が良いのでは。	「～適切に利用できるよう計画的に改修し、維持管理を行います。」に見直しました。
9	第１章第３節第１項 【資料42ページ】 安全な道路整備	都市計画	共助の取り組み内、「都市計画道路の早期完成に向け、みんなで協力しましょう。」について、道路整備の場合、反対者もいる可能性もあることから、表現について再考した方が良いのではないか。	指摘の部分について、削除しました。
10	第１章第４節第２項 【資料46ページ】 快適な生活環境の形成	生活環境	共助の取り組み内、「野焼きなど、地域のルールや日常生活のマナーを守りましょう。」とあるが、農業者からすると野焼きは認められたものとしての認識しているので、誤解を招く表現は再考されたい。	「地域のルールや日常生活のマナーを守りましょう。」に見直しました。
11	第１章第５節第２項 【資料48ページ】 防災・減災の体制の整備	危機管理	「さらに、武力攻撃等の予期しない緊急事態において～」について、総合計画においても記述が必要なことなのか。	個別計画のある事業について、記載することが望ましいと考えますので、防災と合わせて一体的に表現をまとめました。
12	第２章第１節第１項 【資料52ページ】 健康づくりの推進	健康福祉	健康支援員制度を充実させるために、共助において、健康支援員になるよう自治会で協力しましょうなどを追加するなど検討できないか。	「一人ひとりが地域の健康支援の担い手となるよう意識しましょう。」を追加しました。
13	第２章第１節第１項 【資料52ページ】 健康づくりの推進	健康福祉	自ら意識して健康づくりや食育に取り組める人はよいのですが、どちらかというと、「健康に無関心な人」をいかに、目を向けさせるかだと思うので、特色ある施策を文書の中に入れることを検討してほしい。	健康づくりや食育への関心を促す文言について、資料52ページの中段、健康づくりや食育の推進の部分で記載しています。
14	第２章第１節第２項 【資料53ページ】 保健・医療体制の充実	健康福祉	自助の部分で「不要不急の医療受診を控え、適切な医療受診を心がけましょう」と「医療機関の適切な利用に努めましょう」は同じ意味になるので、語弊がある「不要不急の医療受診を控え、適切な医療受診を心がけましょう」は削除してはどうか。	「不要不急の医療受診を控え、適切な医療受診を心がけましょう」は削除します。

NO,	該当ページ・内容など	担当課名	ご意見・ご質問	町の考え方
15	第２章第３節第１項 【資料56ページ】 地域福祉の充実	地域福祉	生活困窮に限った話であるならば、自立のための相談・支援の部分は、もう少し明確にした方が良いと思う。	地域福祉課で行う、生活困窮者の対しての施策の方向性についての説明であるため、自立のための相談・支援を明確に説明することは、困難と考えます。
16	第２章第３節第１項 【資料56ページ】 地域福祉の充実	地域福祉	「生活保護制度や生活福祉資金の・・・」について「生活保護制度の柔軟な運用や生活資金の・・・」に変更できないか。	生活保護制度は国の基準に則った運用をしているため、当町による柔軟な運用は認められず、文言の見直しは困難であると考えます。
17	第２章第３節第１項 【資料56ページ】 地域福祉の充実	地域福祉	「支援を必要とする人が、地域の中で自立した生活が送れるよう支援する」の部分について、少し文章が分かりにくい。 また、支援する人と支援される人を分けるのではなくて、ある時は支援する側、ある時は支援される側になるかも分からないので、お互いに助け合い支援し合っていくなど、書き方について検討を。	「誰もがお互いに地域の中で自立した生活が送れるよう、～」に見直しました。
18	第２章第３節第１項 【資料56ページ】 地域福祉の充実	地域福祉	連携による福祉のまちづくりの部分について、地域の中で、年齢や障がいの有無にかかわらずなんらかの居場所があり、支え・支えられのような相互にかかわりあえる仕組みを設けることにより、地域自体をエンパワーメントしていくというような施策を記載できないか。	新たな施策の記載は非常に困難であると考えます。
19	第２章第３節第２項 【資料57ページ】 障がい者福祉の充実	地域福祉	障害者差別禁止法に基づく「合理的配慮に努めましょう」の場合、もう少し分かりやすく記入いただければと思う。	「合理的配慮について理解を深め、できることから対応しましょう。」に見直しました。
20	第２章第３節第２項 【資料57ページ】 障がい者福祉の充実	地域福祉	「障害者施設でつくった物品を購入しましょう」について、行政が優先購入する制度と自助を結びつけるのはどうかと思う。	削除しました。
21	第３章第１節第１項 【資料61ページ】 学校教育の充実	教育	「地域の伝統文化や地域行事を学びましょう」は、3-1-3（地域と連携した教育の推進）に挙げられても良いと思う。また、共助の取り組みの「学校と地域社会が目標を共有し、子どもの教育に取り組みましょう」の部分について、地域と連携した教育の推進にも同じ内容が書かれているので、どちらか1つで良いのではないかと思う。	「地域の伝統文化や地域行事を学びましょう」について、3-1-3（地域と連携した教育の推進）に記載しました。 「学校と地域社会が目標を共有し、子どもの教育に取り組みましょう」について、3-1-3（地域と連携した教育の推進）のみ記載しました。

NO,	該当ページ・内容など	担当課名	ご意見・ご質問	町の考え方
22	第３章第１節第３項 【資料63ページ】 地域と連携した教育の推進	生涯学習	「青少年の健全育成」の中の「非行等の低年齢化」という枕詞はよく使われるが、稲美町においてそのような根拠はあるのか。	「非行等の低年齢化や」の部分を削除しました。
23	第３章第２節第１項 【資料64ページ】 生涯学習の推進	生涯学習	「学習を支える人づくり」で、文書の内容がよくわからないので修正を。	文書途中の「地域ぐるみの組織体制を構築し、」の部分を削除しました。
24	第３章第３節第２項 【資料67ページ】 人権教育の推進	人権教育	新型コロナウイルス感染症による差別について、これからの日本社会も含め、世界的な情勢を踏まえて記載することはできるのか。	共助の取り組みに、「感染症に関する差別、偏見、いじめを防止しましょう」を追加しました。
25	第３章第３節第２項 【資料68ページ】 男女共同参画社会の推進	人権教育	シングルマザー等社会的に弱い立場に置かれがちな人に対しては、経済的なことだけではなく、子育てその他生活していく上で、一貫してエンパワーメントしていくことが必要なので、サポートの充実のような項目は追加できないか。	3-3-1地域福祉の充実内、「自立のための相談・支援」が意見に対して最もあてはまる部分であると考えます。
26	第３章第３節第２項 【資料68ページ】 男女共同参画社会の推進	人権教育	自助の取り組みで、「家庭内で協力し、家事の分担を行いましょう」とありますが、ヤングケアラーと言われるこどもたちは、自分の時間を犠牲にして、家事分担をしているので、家庭内でも地域でも、自分でできることは自分ですることにより、誰か特定の人に負担がかからないようにしましょうなどに変更できないか。	「地域や家庭内でも、自分でできることは自分でしましょう」に見直しました。
27	第４章第１節第１項 【資料71ページ】 農業基盤の整備	産業	「町内の農業用ため池は、農業水利団体により適正な～」とあるが、農業者と水利団体の２つに分ける方が良いのではないか。	「町内の農業用ため池は、農業者や水利団体により適正な維持管理が行われており～」に見直しました。
28	第４章第１節第１項 【資料71ページ】 農業基盤の整備	産業	外来種の駆除についての記述を入れる必要はないか。	外来種の駆除については、4-1-2「農業の継続的な展開」で記載していますので、4-1-1「農業基盤の整備」の部分では、記載しません。

NO,	該当ページ・内容など	担当課名	ご意見・ご質問	町の考え方
29	第４章第１節第１項 【資料71ページ】 農業基盤の整備	産業	「ため池の水利機能や防災施設の向上を図るため、計画的に改修工事を行うとともに、ため池管理者による適正な維持管理を促進します。」とあるが、”ため池管理者による” を ”ため池管理者とともに”の表現に再考を。	そのように見直しました。
30	第４章第１節第１項 【資料71ページ】 農業基盤の整備	産業	共助の取り組み内、「地域のみんなで農業用施設などの維持管理を行いましょう。」について、地域の中でも、維持管理ができない人もいるので、表現を再考されたい。	「地域のみんなで農業用施設の維持管理に協力しましょう」に見直しました。
31	第４章第１節第１項 【資料72ページ】 農業の継続的な展開	産業	施策の方向性については、「農業の担い手の確保」、「地産地消」、「食と農の安全確保」の3つでよいか。特に「地産地消」については、委員より、町外需用もあるのではという意見も出た。もう少し、農業施策の方針を明確に変更することはできないか。	施策の方向性は公助の部分であり、町が行っている農業施策の方針をベースにしています。そのため、町外需用より地産地消に重点を置いていますので、この方向性を維持します。
32	第５章第２節第１項 【資料79ページ】 効率的な行財政運営の推進	総務	「また、税・料金の収納率の向上や使用料の見直し、新たな歳入手段の検討など、自主財源の確保に取り組みます。」とあるが、収納率の向上と使用料の見直しを同列に書くのではなく、優先順位をつけて記述するべきではないか。	「また、税・料金の収納率の向上の取り組みを進めるとともに、使用料の見直しや新たな歳入手段の検討など、自主財源の確保に取り組みます。」に見直しました。